

〇いわき市乳幼児医療費の助成に関する条例

昭和48年9月5日いわき市条例第60号

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児の医療費の一部を保護者に助成することにより、その疾病又は負傷の治療を促進し、乳幼児の保健の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「乳幼児」とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳幼児を現に監護する者をいう。ただし、乳幼児を父及び母が監護するときは、父又は母のうち主として当該乳幼児の生活を維持する者をいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この条例において「療養の給付等」とは、医療保険各法に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給並びに法令等の規定により国又は地方公共団体の負担する医療に関する給付をいう。

5 この条例において「一部負担金」とは、療養の給付等を受ける者の保護者が負担すべき額をいう。

(助成対象者)

第3条 この条例において医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、いわき市内に住所を有する保護者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者を除く。

(助成)

第4条 市長は、対象者が、当該乳幼児に係る疾病又は負傷について、療養の給付等を受けた場合に支払った一部負担金（一部負担金に医療保険各法の規定による高額療養費が含まれているときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額）を限度として助成するものとする。ただし、附加給付（保険者から家族療養費に併せて給付されるものをいう。）があつた場合は、当

該附加給付の額を控除した額とする。

(1) 高額療養費の算定につき医療保険各法の規定による世帯合算がされない場合 一部負担金から高額療養費の額を控除した額

(2) 高額療養費の算定につき医療保険各法の規定による世帯合算がされる場合 次の算式により算出した額(当該高額療養費の対象となつた期間において入院時食事療養費に係る標準負担額(以下「標準負担額」という。))の支払があつたときは、当該算出した額に当該標準負担額を加えた額)

$$\text{高額療養費の算定方法による世帯合算額から控除する額} \times \frac{\text{一部負担金(標準負担額の支払があつたときは、当該一部負担金の額から当該標準負担額を控除した額)}}{\text{高額療養費の算定方法による世帯合算額}}$$

2 乳幼児について、いわき市国民健康保険条例(昭和43年いわき市条例第44号)第6条の規定の適用があつた者については、この条例による医療費の助成をしたものとみなす。

(受給資格の登録)

第5条 乳幼児医療費の助成を受けようとする対象者は、市長に、受給資格の登録の申請をしなければならない。

(登録及び受給者証の交付)

第6条 市長は、前条の規定により申請があつた場合は、登録し、対象者に、受給者証を交付するものとする。

(受給者証の提示)

第7条 対象者は、当該乳幼児が医療を受ける場合は、医療機関等(医療保険各法の規定による保険医療機関又は保険薬局等をいう。以下同じ。)に対し受給者証を提示しなければならない。

(助成の申請)

第8条 対象者は、この条例に基づく助成を受けようとするときは、市長に乳幼児医療費の申請をしなければならない。ただし、第9条第2項の規定に基づき一部負担金の支払が医療機関等に対して行われる場合は、当該医療機関等からの一部負担金の請求をもつて当該申請があつたものとみなす。

(助成額の決定等)

第9条 市長は、前条本文の規定により乳幼児医療費の申請があつたときは、必要な審査を行つた上、助成額を決定し、速やかに対象者に対して助成金を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象者に対する乳幼児医療費の助成に替えて、対象者が当該

乳幼児に係る療養の給付等に関し医療機関等に支払うべき一部負担金を、医療機関等からの請求に基づき、対象者に代わり当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつた場合において、医療機関等に対して支払つた額が、前条本文の規定による申請があつたとしたならば当該対象者に対し第1項の規定により支給されるべきこととなる助成金の額を超えるときは、その超える額（次項において「差額」という。）について、対象者は、市長に対して医療保険各法の規定により高額療養費が支給され、又は附加給付があつたときに支払わなければならない。

4 第2項の規定による一部負担金の支払があつたときは、対象者に対して助成金の支給があつたものとみなす。この場合において、差額がないときにあつては当該一部負担金を、差額があるときにあつては当該一部負担金から当該差額を控除した額をもつて助成額とみなす。

（届出義務）

第10条 対象者は、受給資格の登録内容について変更があつたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（受給者証の返還）

第11条 対象者は、受給資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第12条 医療費の助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成金の返還）

第13条 市長は、偽りその他不正な行為により第9条第1項に規定する助成金の支給又は同条第2項に規定する一部負担金の支払（以下「助成等」という。）を受けた者があるときは、その者から当該助成等した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、当該乳幼児が第三者の行為により発病し、又は傷害を受けた場合において当該第三者から当該病気又は傷害につき損害賠償を受けたときは、当該損害賠償の額を限度として助成金の返還を求めることができる。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月31日いわき市条例第14号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年8月18日いわき市条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年10月20日いわき市条例第57号抄）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（昭和60年3月26日いわき市条例第16号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（いわき市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例の経過措置）

- 3 第2条の規定による改正後のいわき市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例第4条第1項の規定は、昭和60年4月1日以後に療養の給付等を受ける者に係る医療費の助成について適用し、同日前に療養の給付等を受けた者に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年3月27日いわき市条例第13号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月28日いわき市条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月29日いわき市条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後のいわき市乳幼児医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に療養の給付等を受ける者に係る医療費の助成について適用し、施行日前に療養の給付等を受けた者に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前のいわき市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第6条の規定により乳児医療費の登録を受けている者は、改正後の条例第6条の規定により乳幼児医療費の登録を受けた者とみなし、その者が改正前の条例第6条の規定に基づき交付を受けた受給者証は、改正後の条例第6条の規定に基づき交付を受けた受給者証とみなす。

附 則（平成6年3月28日いわき市条例第11号）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に療養の給付等を受ける者に係る医療

費の助成について適用し、同日前に療養の給付等を受けた者に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成6年9月16日いわき市条例第32号抄）

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のいわき市乳幼児医療費の助成に関する条例第2条第4項及び第4条第1項第2号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に療養の給付等を受ける者に係る医療費の助成について適用し、同日前に療養の給付等を受けた者に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日いわき市条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月29日いわき市条例第43号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月29日いわき市条例第33号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
（いわき市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第2条の規定による改正後のいわき市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に療養の給付等を受ける乳幼児に係る医療費の助成について適用し、施行日前に療養の給付等を受けた乳幼児に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成16年6月24日いわき市条例第26号）

- 1 この条例は、平成16年12月1日から施行する。
- 2 改正後のいわき市乳幼児医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第9条第2項から第4項までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に療養の給付等を受ける乳幼児に係る一部負担金の支払について適用する。
- 3 新条例第13条第1項の規定は、施行日以後にした行為により助成を受けた者に係る助成金の返還について適用し、施行日前にした行為により助成を受けた者に係る助成金の返還については、なお従前の例による。

附 則（平成22年12月28日いわき市条例第34号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第4条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に療養の給付等を受ける乳幼児に係る医療費の助成について適用し、同日前に療養の給付等を受けた乳幼児に係る医療費の助成については、なお従前の例による。